

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年9月25日

支出負担行為担当官

大阪航空局長 川勝 弘彦

## 1. 業務概要

- (1) 業務名 那覇空港構内道路利用実態等検討調査  
(電子入札対象案件)
- (2) 業務内容 那覇空港の構内道路における公共交通（バス・タクシー）及び二次交通（レンタカー等）の利用状況の実態把握と課題の抽出を行い、機能向上のための方策検討を行うものである。
  - 1) 計画準備 1 式
  - 2) 那覇空港構内道路利用実態調査  
構内道路の利用状況整理  
資料収集整理 1 式  
現地調査（交通量調査等） 4 日  
ヒアリング調査 3 箇所  
（バス協会、タクシー協会、レンタカー協会）  
構内道路における課題抽出整理  
結果の整理 1 項目
  - 3) 構内道路施設配置の検討  
結果の検討 1 項目  
図面の作成 1 枚
  - 4) 打合せ協議 1 式（5回以上）
  - 5) 報告書作成 1 式
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から平成31年3月29日まで
- (4) 本業務は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

## 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70

条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 開札時まで大阪航空局の平成29・30年度一般(指名)競争参加資格者のうち「建設コンサルタント」でA等級の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」(平成28年10月3日付官報)に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

- (3) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者(2.(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 申請書及び資料の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長より航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年6月28日付空経第386号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者の全てが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (7) 平成20年4月1日以降に完成・引き渡し完了した、下記のいずれかの要件を満たす業務の実績を有する者であること。(再委託としての実績は除く。設計共同体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。)

なお、当該実績が国土交通省の発注した業務である場合は、業務成績評定の評定点が60点未満であるものを除く。

- ・ 空港の整備計画検討業務
- ・ 空港の施設配置検討業務

※「空港」とは空港法(昭和31年法律第80号)に定める空港及び共用空港をいう。

- (8) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を本業務に配置できること。

なお、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、管理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

- 1) 以下のいずれかの資格を有する者。
  - ・ 技術士 総合技術監理部門(建設)港湾及び空港
  - ・ 技術士 建設部門(港湾及び空港)
  - ・ R C C M(港湾及び空港)
- 2) 2.(7)に掲げる業務の実績を有する者であること。なお、照査技術者としての実

績は認めない。

- 3) 競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (9) 大阪航空局が発注した「建設コンサルタント」（土木）の業務で、平成28年4月1日以降に完了した業務実績がある場合においては、これらに係る業務成績評定の平均が60点以上であること。
- (10) 入札説明書の交付を受けた者であること。

### 3. 入札手続き等

#### (1) 担当部局

〒540-8559

大阪府中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館15階

国土交通省 大阪航空局 総務部 契約課 契約係

電話番号 06-6949-6206 FAX番号 06-6949-6220

#### (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成30年9月25日から平成30年10月5日まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。）

交付場所 1) 3. (1) 担当部局

2) 3. (2) 1) の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、3. (1) に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。

また、電子データによる配付も行う。電子データによる受取を希望するものは、その旨を3. (1) へFAXで連絡すること。その際に、FAXには業務名、社名、担当者名及び送付先メールアドレスを記載すること。

交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

#### (3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 平成30年9月25日から平成30年10月5日まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。）

提出場所 3. (1) に同じ。

提出方法 申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）することにより行うものとする。

#### (4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法、入札執行回数

入札日時 平成30年10月26日 9時00分から17時00分まで

提出方法 電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得

て紙入札とする場合は、平成30年10月26日09時00分から開札日時までに4. (1)あて持参すること。(郵送又は託送による提出は認めない。)

開札日時 平成30年10月29日 16時00分

開札場所 大阪航空局 13階入札室

入札執行回数 原則として2回を限度とする。ただし、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>  
上記(1)の担当部局と同様。

#### 4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除

2) 契約保証金 納付。ただし、利府国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、詳細は入札説明書を参照すること。

(3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札したほかの者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査（低入札価格調査）を実施する。

(5) 手続きにおける交渉の有無 無

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2. (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3. (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、2. (2)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。

(9) その他詳細は入札説明書による。